

平成25年(ワ)第443号 退職金請求事件

直送済

原告 豊島 耕一 外1名

被告 国立大学法人佐賀大学

被告準備書面(4)

平成27年3月12日

佐賀地方裁判所 民事部 合議1係 御中

被告訴訟代理人弁護士 青山 隆徳



被告訴訟代理人弁護士 平山 泰士郎



本書では、被告準備書面(2)に対する概括的認否・反論を行う。

第1 原告準備書面(2)に対する認否

- ① 第1第2項(1)(2頁上から10行目 「しかし、かかる特別な会計ルールが採用されていることで、決算書数値が左右され、そのため民営組織と異なる経営評価の基準が必要となることはない。」)については、否認する。

(否認理由)

国立大学法人は「公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算を前提としない(国立大学法人会計基準 注解6)」法人であり、出資者である国が求めるのは、利益の分配ではなく、国に代わって「我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図る(国立大学法人法第1条)」ことである。

また、国立大学法人は、一般企業と違い、予め定められた財源の範囲内で事業を実施するものであり、やるべき事業においてはまず財源が予算として手当され、要する費用から予算措置が取られるというように「費用を前提に収益を手当て」している関係にあるなど、その制度設計、財務構造がそもそも異なっている。

こうした観点から、運営状況が適切に表れるよう、国立大学法人が中期目標・中期計画に沿って予定どおり業務を行えば、費用額と収益額がイコールになり、損益が均衡する仕組みとなっている。

また、国立大学法人は、予算の段階から、その年に必要な事業経費と、財源が均衡する仕組みが取られており、事業に必要な経費から自己収入を差し引いた収支差が、運営費交付金として措置されている。

さらに、法人設立時に国から出資を受け、毎年度運営費交付金の措置のある国立大学法人は、予定された業務が適切に遂行されているか毎年事後評価を受けなければならないこととされており、国立大学法人の損益計算書は、経営成績ではなく、運営状況を明らかにする計算書として位置づけられている。（国立大学法人会計基準実務指針 Q 6 1 - 1）

これらのことから見ても、一般に公正妥当と認められる企業会計原則をベースに、国立大学法人の特性を踏まえて制定された基準（国立大学法人法施行規則第13条）である国立大学法人会計基準は、民営組織と異なる経営評価の基準であることは明白である。

② 第1第2項（2）ア（2頁下から7行目 「年13億～32億円で推移している。」）については、「年11億～32億円で推移している。」に修正

③ 第1第2項（2）イ（3頁上から2行目 「累積損益でマイナスとなることはない。」）については、否認する。

（否認理由）

平成20年度から平成24年度の5か年において、平成21年度及び平成24年度を除外して平均した業務損益を2.7億円とし、年2億円程度の追加費用の計上であれば、累積損益でマイナスになることはないと主張している。

平成22年度においては、翌年度以降に実施するプロジェクトや設備整備、美術館建設に向けた経営努力を行い、費用を削減した結果、5億9千万円の業務損益となっているが、平成23、24年度の業務損益は1億円にも達していないこと、運営費交付金については、既定経費の見直しの観点により、第2期中期目標期間中に附属病院を有する本学では、対前年度比1.3%（大学改革促進係数）の額である、約1億円程度が毎年減額されていること、また、昨今の経済情勢を鑑みると、第3期中期目標期間以降においても運営費交付金が増額されるとは考え難い。

のことから、年2億円程度の追加費用の計上を行った場合においては、累積損益がマイナスになることもあり得るため、「累積損益でマイナスとなることはない。」については否認する。

④ 第1第2項（3）ア、イについては、認める。

⑤ 第1第2項（3）ウ（3頁下から10行目 「退職金引下げが必要な状態ではなかったことは明らかである。」）については、否認する。

（否認理由）

国立大学法人は独立行政法人同様、あくまで国の政策を実現するための機構であり、その費用について国から予算措置が講じられることで運営がなされるものである。

特に、国立大学法人の主たる業務である教育・研究事業においては、事業費のほ

とんどを国からの財源措置に頼らざるを得ないため、制度的・組織的には国から独立しているとしても、運営資金の使途については国からの法律上の拘束を受けざるを得ない（乙第13号証4、6頁）。

また、国立大学法人における職員の退職手当については、国において作成した国立大学法人の会計処理に関する資料「国立大学法人の会計について」（乙第8号証の2「別添」その8（P7））において、明確に、国立大学法人の全事業活動のうち、「国が責任を持つ部分」であり、「（国立大学）法人の意思決定の範囲外」と整理されている。

國はかかる退職手当に関し、一般的な国立大学法人の運営に用いる運営費交付金と別に、退職手当に支出されることのみを目的とした特殊要因運営費交付金を支出することで、国立大学法人が退職手当を円滑に支出できるよう措置を講じている。

そして、國は特殊要因運営費交付金の支給基準について、「国立大学法人に措置した退職金相当額の運営費交付金の積算方法等について」（乙第18号証）において、國家公務員退職手当法と同等の基準により支給すると通達している。

以上の措置により、國家公務員における水準と同等の退職手当を国立大学法人が支出する財源が確保されている。反面、特殊要因運営費交付金については、上記範囲での支払の担保を目的とするものであることから、國家公務員退職手当法に定める水準以上の金額が支給されることは予定されていない。

このことから、財政状態により退職金引下げを判断したものではないため、「退職金引下げが必要な状態ではなかったことは明らかである。」については、否認する。

⑥ 第1第2項（4）ア（3頁下から4行目 「被告の平成20年度～平成24年度における業務活動のキャッシュフローは、年間28億円～56億円程度確保されており、借入金等の返済額年間は約12億円であるところ、これを差し引いても十分な業務活動のキャッシュフローが確保されていることが分かる。」）については、否認する。

（否認理由）

原告は「業務活動によるキャッシュフロー」が、通常の業務の実施にかかる資金の状態

を表す表示区分であるため、原告は資金繰り状況の評価を行う上で見るべきポイントとし

て挙げていると思われるが、大学の業務を遂行する上では、資産の取得なども必要である。

それらは「投資活動によるキャッシュフロー」で整理されることとなるが、その支出につ

いては触れていない。

「投資活動におけるキャッシュフロー」においては、固定資産の取得に伴う支出として平成20年度～平成24年度では年間△13億～△49億円の支出がある。かかる支出も大学を運営する上では欠かせない義務的経費となることから、その支

出等も当然考慮すべき点となる。

つまり、大学の業務として必要な投資活動には目を向けず、かかる表示上の通常業務によって得られた「業務活動によるキャッシュフロー」での現金から「財務活動によるキャッシュフロー」に計上されている借入金等を差し引いての資金繰りの評価は適切ではない。

また、「業務活動によるキャッシュフロー・投資活動によるキャッシュフロー・財務活動によるキャッシュフロー」の活動結果において、例えば平成24年3月31日時点の期末資金残高において多額の現金（74億）があるが、未払金など現金としては短期になくなる性質のものや寄附金などの使途が決まっている性質のものであることから（第1第2項（4）イにおいて詳述）「十分な業務活動のキャッシュフローが確保されていることが分かる。」については、否認する。

⑦ 第1第2項（4）イ（4頁上から5行目 「かなり余裕のある資金繰り状況であることが分かる。」）については、否認する。

（否認理由）

原告は、平成24年度末のキャッシュフローの期末資金残高74億円に期末時点の定期預金残高を加算した現預金残高は136億円、有価証券も含めると140億円の資金を有していることから、収益規模や資産規模を考慮してもかなり余裕のある資金繰り状況としている。

しかし、その資金は、貸借対照表上で期末の未払金が48億円、経営努力として認められた剰余金の期末残高48億円、使途が特定されている寄付金の期末残高18億円、預かり科学研究費補助金等の期末残高1億円、預り金の期末残高1億円、特定のプロジェクト等に充当される運営費交付金を債務として繰り越した期末残高22億円となっており、上記を総計すると約140億円程度となる。以上に記載した項目は現金が短期間になくなる性質のものや使途が決まっている性質のものである。従って、平成24年度の本学の財務状況から見て、現金同等物である有価証券を含め余裕のある資金繰りという訳ではない。

のことから、「かなり余裕のある資金繰りであることが分かる」については否認する。

⑧ 第1第2項（5）（4頁上から10行目 「被告の資金繰りに余裕があることが、それぞれ読み取れる。」）については、否認する。

（否認理由）

「被告の資金繰りに余裕があることが、それぞれ読み取れる。」としているが、前述した（⑦の否認理由）ように、退職金を補填するための資金ではないことから、「被告の資金繰りに余裕があることが、それぞれ読み取れる。」については、否認する。

⑨ 第1第2項（5）（4頁下から11行目 「かかる原資はこれら問題なく確保することが可能である。」）については、否認する。

（否認理由）

前述した(②の否認理由)ように、年2億円の追加費用の計上を行うことにより、累積損益がマイナスになることもあり得るため、「かかる原資は何ら問題なく確保することが可能である。」については否認する。

⑩ 第1第2項(5)(4頁下から7行目 「退職金減額を回避するための工夫が可能な財務状況であったことは、明らかである。」)については、否認する。

(否認理由)

平成22、23年度の剩余金については、附属病院の再整備を目的として、附属病院の役職員の経営努力による資金を捻出したことから、大学全体の職員の退職手当に充当すべき性格のものではない。

特殊要因運営費交付金は、承継職員に対して退職手当を支給するための経費であることから、被告準備書面(1)(3頁下から11行目)で述べているとおり、国において別段の政策的措置を講じない限り、国家公務員の退職手当の基準額の変更により、国立大学法人においても、退職手当の基準を変更せざるを得ないものであり、変更部分について、他の財源を充てるべきものでもない。

以上のこと踏まえると、「退職金減額を回避するための工夫が可能な財務状況」かどうかは、論点として関係ないことから、「退職金減額を回避するための工夫が可能な財務状況であったことは、明らかである。」については、否認する。

⑪ 第2第1項については、認める。

⑫ 第2第2項(5頁上から4行目 『「特殊要因運営費交付金が削減された場合、当該削減が行われることによって特殊要因運営費交付金から退職手当全額を支給できない場合、支給できない部分の支出は剩余金の処分として処理されなければならない」という考えが前提になるが、仮にそうであるならば、いかなる法的根拠に基づいてそのように言えるのか、被告において明らかにすべきである。』)について、否認する。

(否認理由)

被告は、そもそも今回の退職手当の減額は、国立大学法人を含めた国の制度全体によるものであることから、国立大学法人においても退職手当の基準を変更せざるを得ないものであり、国立大学法人の経営状況いかんにより変更の適否を判断すべきものではないとし、その上で、仮に原告らの主張するように、被告である佐賀大学の経営状況を前提に規程変更の合理性を検討した場合でも、規程変更の合理性が存在するとの立場に立っている。

被告は、まず、平成26年4月25日被告準備書面(2)の第1の4で国立大学法人における退職手当の予算措置の方法等について説明し、第1の5において、被告においては退職給付引当金が計上されていないことを明らかにしている。

また、被告準備書面(2)の第3の1~5において、被告の財務状況について分析し、被告の収益は全て附属病院に依存しているが、平成24年度の具体的な取組、あるいは中・長期目標から判断して、被告が附属病院再整備に多額の資金を必要としていることから、被告が附属病院の収益により膨大な収益を有しているとの原告

の主張は事実に反しており、特殊要因運営費交付金以外の予算を退職手当減額への対応に充てる余裕はないことを明らかにしている。

その上で、被告は、第3の6において、「①国立大学法人において剰余金が生じた場合は、一定の例外を除き国庫に帰属するとされており、例外的に財務大臣との協議を経て文部科学大臣の承認を受けた額を中期計画に定めた使途に充てる目的積立金として積み立て、翌年度以降の事業費に充てる仕組みとなっていること」、「②目的積立金の執行にあたり成功報酬として人件費を積みますことは不適切との通達(乙の11号証)があることから、仮に黒字があるとしても、剰余金の使途として退職手当に充当することにつき、文部科学大臣の承認が得られることは考え難いこと」等により、剰余金を退職手當に充てることはできない旨を説明している。

さらに、被告は、被告準備書面(2)の第6の3で説明しているとおり、附属病院の目的積立金は、附属病院が病院再整備のために緊縮的な運営を行い生じたものであり、それを大学全体の職員の人件費に充当することは、目的積立金の流用として政策的・社会的見地からみても到底受け入れられないものである。

そして、被告は、被告準備書面(2)の第6の4及び第6の5において、附属病院における収益の状況や本件規程変更をしない場合の今後の追加額等を具体的な数字で試算しており、この結果から判断しても、原告が主張する退職給付を継続的に行なうことは、明らかに不可能である。

以上のことから、被告は、「特殊要因運営費交付金が削減された場合、当該削減が行われることによって特殊要因運営費交付金から退職手当全額を支給できない場合、支給できない部分の支出は剰余金の処分として処理されなければならない」という考えを前提としていることは明らかであり、被告の経営状況からしても、本件退職手当の規程変更の合理性が存在することは、明白である。

第2 今後の進行について

本書主張に加え、次回までに平成25年度の被告の財務諸表を踏まえ、根本守公認会計士作成の意見書に対し反論を行うとともに、原告準備書面(1)に対し、必要な限度で反論を行う。

以上